

八尾市営住宅条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第40条 略 (住宅の明渡請求)</p> <p>第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場 合においては、入居者に対して、その市営住宅の 明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。 (2)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することに より同項の請求を行ったときは、当該請求を受け た者に対して、入居した日から請求の日までの期 間については、近傍同種の住宅の家賃の額（改良 住宅等にあつては、「限度額」と読み替える。以 下この条において同じ。）とそれまでに支払いを 受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支 払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌 日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間 については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を 徴収することができる。</p> <p>4 略</p> <p>第42条～第55条 略</p>	<p>第1条～第40条 略 (住宅の明渡請求)</p> <p>第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場 合においては、入居者に対して、その市営住宅の 明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。 (2)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することに より同項の請求を行ったときは、当該請求を受け た者に対して、入居した日から請求の日までの期 間については、近傍同種の住宅の家賃の額（改良 住宅等にあつては、「限度額」と読み替える。以 下この条において同じ。）とそれまでに支払いを 受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期 後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日か ら当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間につ いては、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍 に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収 することができる。</p> <p>4 略</p> <p>第42条～第55条 略</p>